

田辺市協働推進指針

平成29年3月

田 辺 市

目 次

| | |
|------|---|
| はじめに | 1 |
|------|---|

第1章 協働のまちづくり（協働の必要性）

| | |
|---------------------|---|
| 1. 協働のまちづくりとは | 2 |
| 2. 協働のまちづくりが求められる背景 | 2 |

第2章 協働の基本事項

| | |
|-----------------|---|
| 1. 協働の領域 | 3 |
| 2. 協働のパートナー | 4 |
| 3. 協働の原則 | 5 |
| 4. 協働の形態 | 6 |
| 5. 協働により期待される効果 | 7 |

第3章 協働の推進に向けて

| | |
|-------------------------|---|
| 1. 協働のまちづくりの流れ | 9 |
| 2. 協働のまちづくりの更なる推進に向けた取組 | 9 |

はじめに

田辺市では、これまで、NPO等市民活動を促進するための基本方針である「田辺市市民活動促進指針」を策定後、さらに、市民と行政が力を合わせて協働社会を築くための指針である「田辺市協働推進指針」を策定し、協働を推進してきました。

しかし、これらの指針策定から10年以上経過する中、少子高齢化の進行や人口減少等社会情勢も変化し、市民ニーズや地域が抱える課題は年々多様化・高度化しています。

また、地方自治体には、地方分権の進展に伴い自らの判断と責任で創意を發揮し、個性豊かで活力あるまちづくりを進めていくことが求められています。

そうしたことから、協働は、NPO等市民活動団体や行政にとどまらず、町内会等自治組織も含めた団体や企業、大学等様々な主体がつながりを強くし、それぞれの特性を生かしながら協力し合って地域課題やまちづくりに取り組むことが求められています。

そこで、社会情勢の変化に対応し、協働のまちづくりを一層推進するために、「田辺市市民活動促進指針」及び「田辺市協働推進指針」を統合し、協働の基本原則等を整理するとともに、協働の基本的な考え方や方向性をまとめ、「田辺市協働推進指針」を改定しました。市民の皆さんが協働のまちづくりを実践していく上で、この指針を活用していただくことを願っています。

田辺市は、今後も、様々な主体の特性を十分に發揮し、お互いを良きパートナーとして認め合う協働により、市民一人ひとりの身近な活動を地域力の向上につなげ、より一層住みよいまちづくりを推進するとともに、魅力あふれるまちづくりの実現を目指します。

平成29年3月

第1章 協働のまちづくり（協働の必要性）

1. 協働のまちづくりとは

・協働のまちづくりの定義

市民と市民、あるいは市民と行政等が、共通する目的の達成に向けて、それぞれの特性を生かしながら果たすべき役割と責任を担い、対等なパートナー¹として協力し合ってまちづくりに取り組むこと。

協働のまちづくりを進めるためには、行政等の情報を共有するとともに、市民が積極的に参画できる機会や活動の場づくりを促進し、市民の創意工夫をまちづくりに生かすことが大切です。

2. 協働のまちづくりが求められる背景

協働のまちづくりが求められる背景として、次のことが考えられます。

◇ 市民ニーズの高度化・複雑化

社会情勢の変化に伴い、個人の生活様式や価値観も多様化する中、市民ニーズもより高度化・複雑化し、行政の公平・均一的なサービスでは対応できない課題が生じています。これまでのような行政主導による公共的サービスの提供のみでは、ニーズの充足は困難な状況になってきています。

◇ 行財政改革への対応

人口減少・少子高齢化の進行や財政負担の増大、いわゆる公共財の維持・管理の問題等、地方公共団体を取り巻く環境は、厳しさを増しています。これからの行財政運営においては、こうした急速な変化に対応していくため、効率的な運営に努めるとともに、改めて自治体運営について見つめ直し、更なる改革に取り組むことが求められています。また、地方公共団体においては、財政上の制約がある中で地域の課題に対応し、活性化を図っていくためには、あらゆる主体と連携しながら「共助社会づくり²」を推進することが必要とされています。

◇ 地方分権の進展

地方公共団体が市民から求められる全ての公共サービスを提供していくことが困難な状況が増大する中、国と地方の関係が見直され、従来の国の方針による画一的な自治体運営ではなく、地方公共団体が「自己決定・自己責任」により、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを進め、市民満足度の高い分権型社会を構築することが求められています。

今後は、市民、市民活動団体、企業等様々な担い手が積極的・主体的に参画し、協働でまちづくりを推進していくことが一層求められます。

¹ まちづくりを担う市民等の複数の主体。協働の相手。

² 互いに支え合い、多様な主体による有機的な結び付きを構築し、共に課題を解決していく社会づくり

◇ 市民活動の活発化

近年、自己実現志向の高まりや社会貢献に関心・意欲を持った人々の自発的な活動が増え、地域の課題に対して自主的に解決に向け取り組もうとする個人や団体による市民活動が活発化しています。

このように、市民と行政が対等な立場でそれぞれの特性を生かしながら適切な役割分担の下、協力し合う協働のまちづくりを推進することが求められています。

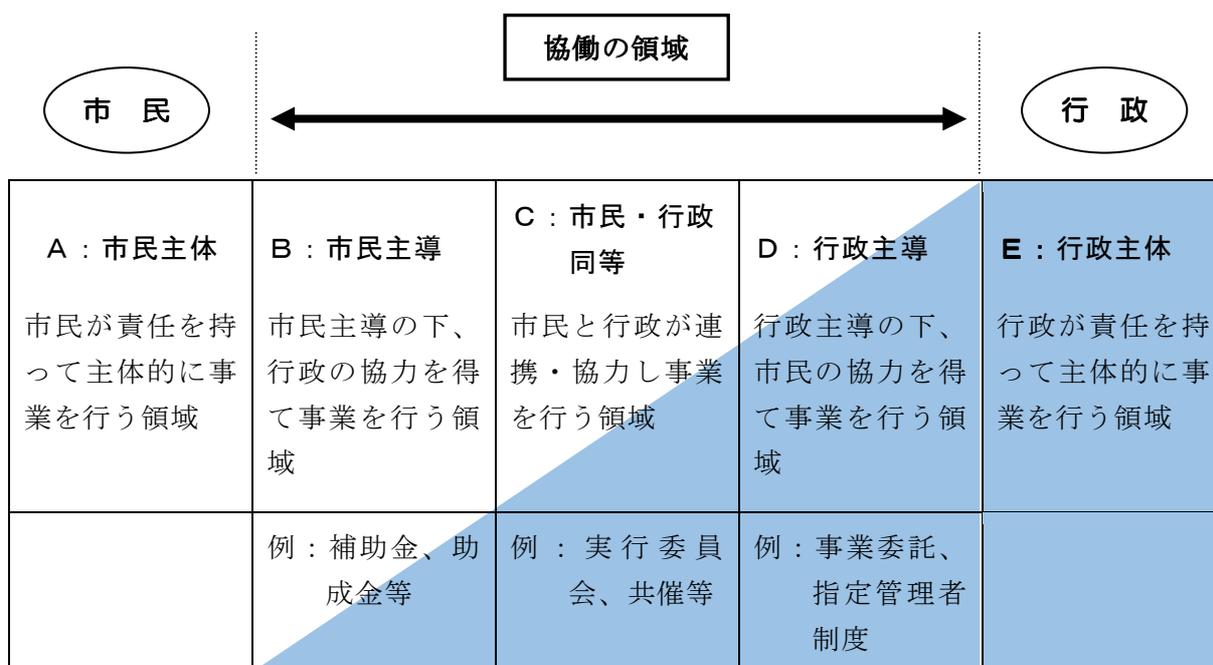
◇ 町内会・自治会等地縁組織への期待

地方がそれぞれの特性を生かし、活力ある地域社会を実現するためには、身近な地域の中で生活課題等の解決に取り組めるコミュニティづくりを目指していくことが必要とされています。その担い手として地域コミュニティを構成する町内会・自治会等地縁組織の果たす役割は大きく、その力に改めて期待が寄せられています。

第2章 協働の基本事項

1. 協働の領域

社会生活においては、市民が主体的に行う活動（下図A）から、行政が責任を持って行う活動（下図E）まで、様々な活動領域がありますが、これらの領域のうち、市民の領域と行政の領域が重なり合う領域が出てきます。この領域が双方において目的や目標を共有し、協働しやすい領域となります。



■ は、行政のかかわりの度合い

2. 協働のパートナー

協働事業を効果的かつ効率的に進めるためには、パートナーの特性を知ることが必要です。その特性を理解し、生かすことで、双方の役割や責任の所在も明確にすることができ、円滑な協働事業を推進することができます。

◇ 町内会・自治会等地縁組織

町内会・自治会等地縁組織は、一定の区域に居住している住民で構成され、社会福祉、環境美化、防犯・防災、広報などの行政とのパイプ役を担うとともに、地域内の問題解決を図るなど広範囲の活動を行い、地域生活を支えるという大切な役割を担っています。しかし、最近では、個人の価値観や生活様式の多様化に伴う人間関係の希薄化等により、町内会・自治会等地縁組織の加入率の低下や地域行事・役員の担い手不足等の課題が生じています。

◇ NPO³等テーマ型組織

市民活動として一定のテーマを持って活動する団体・グループには、ボランティアグループ、市民活動団体、NPO法人・財団法人・社団法人・社会福祉法人等の非営利法人といった様々な種類があります。これらの団体・グループは、行政による公共サービスの提供の限界と地縁的なつながりの希薄化が指摘されている中で、自主性、専門性、機動性、先駆性、柔軟性などを生かした活動を展開できるという特性を持っています。しかし、規模の小さな団体も多く、人材・活動資金の確保等の組織基盤強化が課題となっています。

◇ 企業

企業は、自発性、機動性、専門性、先駆性などの特性を持っていますが、営利を目的とした活動が中心であることから、採算性とサービスの提供とのバランスが重要視されます。しかし、近年、企業の社会的責任（CSR⁴）という概念の広がりにより、地域と連携した社会貢献活動、公益活動に参加している企業が増加しています。

◇ 大学等高等教育機関

大学は、高度で専門的な知識を有するとともに、行政や企業と連携し、地域活性化に資することを目的とした研究・商品開発や地域貢献活動を行ったり、地域課題解決のための専門家育成プログラムの実施等により人材育成に取り組むなど、地域の中での大学の役割は大きくなっています。

さらに、生涯学習の推進や学社融合⁵の観点からも小中学校と地域が連携し、保護者を含む地域住民や企業、NPO等のテーマ型組織に加えて、大学生等の協力を得ながら学習

³ 営利を目的とせず、公益の増進に寄与することを目的として自主的に社会貢献活動を行う民間非営利団体の総称。法人格の有無は問わない。

⁴ 企業が社会に対して責任を果たし社会とともに発展していくための活動。事業を通じてよりよい社会をつくること

⁵ 学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、協働して両者共有の教育・学習活動を行うもの

支援、交流活動を行うといった社会全体で子供を育てる様々な取組も進められており、教育機関は、地域での世代を超えた人材交流機会の創出にも寄与しています。

◇ 市（行政）

市（行政）は、全ての市民に公平なサービスの提供を基本として、平等性、公平性、継続性、安定性といった特性を持つ反面、機動性を持った対応、個別のニーズへの対応や先駆的な事業の創造について、やや弱い部分があります。

非営利と無償 … 非営利とは、「活動で得た利益を団体の構成員に配分せず、次の事業活動に充てる。」ということで、全ての事業活動が無償で行うということではありません。そのため、有償で実施されるサービスの提供もありますし、団体に有給スタッフがいます場合もあります。

3. 協働の原則

協働を円滑に進めていくためには、次の基本原則を互いに理解し、活動することが重要です。

(1) 目標一致の原則

パートナーと協働を行うためには、協働事業の目標が一致していることを共通認識することが重要です。

(2) 相互理解の原則

互いの立場、長所や短所を理解し、自由に意見を交換できる関係をつくることが重要です。

(3) 自主性尊重の原則

パートナーの活動が自主的かつ自己責任の下で行われることを理解し、その主体性を尊重することが重要です。

(4) 対等の原則

互いが上下の関係でなく、対等な関係を保つことが重要です。

(5) 相互自立の原則

どちらかに依存するのではなく、互いに自立した関係を保つことが重要です。

(6) 情報公開の原則

個人情報保護に配慮しながら、協働の過程や結果などの情報を公開し、協働について市民の理解を得るよう努めることが重要です。

(7) 検証・評価の原則

協働事業については、定期的に効果の検証・評価を行い、適宜改善を行うとともに、協働事業の継続の可否についての検討を行うことが重要です。

目的と目標の違い

目的と目標が混同されがちですが、目的とは最終的に成し遂げようとする事柄であり、目標は目的を達成するための指標であり目安です。

目的がなければ、目標は設定できません。また、目標の先に目的がないと目標は無意味です。目的、目標は、事業を行う上で大変重要なことです。

対等な関係とは？

協働事業を行う際、平等に役割（仕事）を担うということではありません。

協働による効果を最大限に高め、互いが持つ力を十分に生かし、相乗効果を発揮することが必要であり、そのためにも主従関係ではなく、対等な立場で意見や特性を生かす関係を意味します。

4. 協働の形態

パートナーと協働を行うには、主として次のような形態が考えられます。

どの形態で実施するかについては、協働事業の目的や内容等によって、最も効果的・効率的な協働の形態を選択する必要があります。

また、協働の原則を踏まえ、どの形態がより良いサービスを提供できるか考え、決定する必要があります。

| 形態 | 内容 | 効果 |
|----|---|---|
| 補助 | パートナーが行う事業に対して、財政的な支援を行うことで公益を実現する協働形態です。 | 実施主体であるパートナーの自主性、自立性が尊重され、公益の増進に期待できます。 |
| 委託 | 市が取り組む事業のうち、専門性、効率性等から判断して、パートナーが実施する方が適切に対応できると認められるものについて、事業実施を委ねる形態です。 | パートナーの持つ特性が発揮され、市にない創造性や先駆性が期待でき、きめ細やかなサービスの提供が可能となります。 |

| | | |
|--------------|---|--|
| 共 催 | 双方が共に主催者となって事業を行う協働形態です。 | 企画段階から、互いが対等の立場で協議を重ね、責任分担を明確にして事業実施することができます。 |
| 後 援 | パートナーが実施する事業の公益性を認め、支援するための後援名義として使用許可を行う形態です。 | 事業に対する理解や関心、社会的信頼が増すことが期待されます。 |
| 実 行 委員会 | 双方が実行委員会や協議会を構成し、主催者となり事業を行う形態です。 | 企画段階から双方の責任分担が明確になり、話し合いを通じて情報共有化、信頼関係の構築が図られます。 |
| 事業協力 | 双方が互いの特性を生かし、一定期間継続的に協力しながら事業を行う形態です。 | 双方の特性が発揮され、深い信頼関係が構築されます。 |
| 政策提言 | パートナーが持つ専門知識や技術、地域に密着した活動から施策を市に提案し、政策形成に取り入れる形態です。 | 独創性がある発想や考え方を施策に取り組むことができ、また市民が積極的に行政に参画する意識が生まれます。 |
| 情報提供 ・ 交換 | 双方が持つ情報を提供し合い、それを活用する形態です。 | 専門的で高度な情報を得ることで、行政への反映が期待されます。また、地域の課題や市民の声が的確に把握できます。 |

5. 協働により期待される効果

協働を行うことにより、市民はもちろん協働事業を実施する側にも以下のような効果が期待されます。

◇ 市民

・ 公共的サービスの向上

市民のニーズに合ったきめ細やかで柔軟な公共的サービスが受けられるようになります。

・ 市民参加の促進

市民が公共的サービスの担い手として機能していくことにより、広く市民の間に自治意識が高まり、市民主体の地域社会の形成が図られます。

◇ 町内会・自治会等地縁組織

・活動の充実と広がり

町内会・自治会等地縁組織は、地域の重要な組織として、公益的な活動を主体的に担うとともに、地域住民同士の交流や活動の幅も広がります。

◇ NPO等市民活動団体

・活動の充実

市民活動団体に対する市民の理解や評価が高まる機会となるとともに、社会的な使命をより効果的に実現できるようになります。

・活動基盤の確立

事業報告や会計などを適切に行うことから、事務能力の向上が図れるとともに、活動の活性化などにより組織基盤の確立が期待できます。

◇ 大学・企業

・社会貢献度のアップ

公共的サービスの充実に貢献することで社会的責任を果たすことができ、イメージアップにもつながります。

◇ 市（行政）

・市民ニーズへの対応

パートナーの特性を生かすことにより、多様化・複雑化する市民ニーズに細やかに対応することができます。

・効果的な施策

人・物・情報などの有効活用が図られ、よりの確な施策の展開が可能になります。

・スリム化・効率化

互いの役割分担を明確にすることで、既存事業の見直し等により、スリム化・効率化が図られるとともに、職員の意識改善につながります。

経費削減が目的ではありません。

協働は、経費削減や行政が果たすべき役割と責任を軽減することを目的として行っているわけではありません。

パートナーが非営利の団体等である場合、営利企業等に比べて低い経費で質の高いサービスの提供が可能になると考えられることから、行政側にとっては、事業のスリム化・効率化が図れるとともに、経費の節減が期待できます。

しかしながら、それらは結果として生じるものであるため、協働の二次的効果としてとらえるべきものです。

第3章 協働の推進に向けて

1. 協働のまちづくりの流れ

地域における課題解決や目標の達成に向け、次のような流れを繰り返しながら協働のまちづくりを進めます。

問題提起

地域における課題や社会貢献事業などについて話し合い、共通の目標を定めます。



計画 (Plan)

目的や期待する効果を踏まえ、目標に向かって具体的な事業の内容を協議し、計画を立てます。



実行 (Do)

計画に沿って事業に取り組みます。また、途中で検証を行い、適宜改善しながら事業を進めます。



評価 (Check)

実施計画を「それぞれが」若しくは「共同で」評価し、効果や課題を検証します。



改善 (Action)

評価結果に基づき随時必要な見直しを行い、よりよい取組につなげていきます。

2. 協働のまちづくりの更なる推進に向けた取組

◇ 啓発活動の推進

市民や市民活動団体と行政が協働し、よりよいまちづくりを進めていくためには、互いの意識啓発と相互の理解が大切です。

職員の協働に対する意識啓発を目的とする研修会の開催や優れた協働事例の情報共有に努めるとともに、各種団体との連携の下、協働のまちづくりについての啓発活動の推進に努めます。

◇ 市民活動に対する支援

市民主体のまちづくりを推進するため、市民活動に対する補助金等の財政的支援や情報の提供を行うとともに、町内会・自治会等の地縁による団体と市が協働し、地域課題や社会的

課題の解決及び地域の活性化を図るための支援策を講じます。

◇ 人材の育成

協働のまちづくりを進めていくには、多様な活動を行う担い手の育成が必要となります。

市民や市民活動団体等が情報交換・意見交換できる機会の創造や町内会・自治会における人材育成等、今後の協働の担い手の育成に努めます。

また、職員に対しても、地域・市民活動への参加を促進し、実践を通じた意識づくりを推進します。

◇ 市民活動団体への活動支援と協働を推進するための環境づくり

協働の推進には、その担い手である市民社会全体の活動・機運を高めることが必要であり、各主体の育成や活動のコーディネート及び様々な主体をつなぐ中間支援組織の役割が重要となってきます。

協働のまちづくりをさらに推進するため、総合的に活動を支援し、市民や市民活動団体と行政等の間のパイプ役となる中間支援組織「田辺市市民活動センター」との連携強化を図るとともに、協働に関する研修会・講座の開催、情報発信、相談窓口の充実を図ります。

◇ 公民館・社会教育活動の連携

地域住民の多様化する学習ニーズに対応した事業を実施し、地域の課題解決に向けた取組を行っている地区公民館や社会教育の活動団体と共に協働のまちづくりを推進します。

◇ 多様な主体による協働の推進

社会情勢の変化に伴い、個々の主体が単独で地域課題に取り組むことが困難な状況の中、今後は、地域課題に関係する多様な主体が共通の目標に向けて対等な立場で協議を重ねる⁶視点で考えていくことが求められています。市民活動団体、町内会・自治会、企業等の事業者、大学等の教育機関など様々な主体が適切な役割分担により、それぞれの強みを生かし、市民と行政が共に支える協働によるまちづくりの推進に努めます。

⁶ 3者以上のステークホルダー（利害関係者）が、対等な立場で参加・議論し、課題解決のための合意形成を図る過程のことを「マルチステークホルダー・プロセス」といい、国内外でこの手法が活用されています。